

平成29年度委託研究契約書の主な改定事項について〔戦略的創造研究推進事業〕

◀ 一般条項 ▶

第5条（取得物品の帰属等）〔企業等のみ〕

- ・ 「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を踏まえ、企業等の取得物品の帰属基準を20万円未満から50万円未満に変更（なお、平成28年度以前に取得した物品の帰属に変更なし）
- ・ 取得物品への担保物権設定の禁止を規定

参考①：競争的資金における使用ルール等の統一について（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www.jst.go.jp/contract/kisoken/h28/h28s408betsu150331.pdf>

第9条の2（個人情報の取扱い）

- ・ 改正個人情報保護法が平成29年5月30日より全面施行されることを踏まえ個人情報の取扱いに係る規定を新設

第11条（停止、中止又は期間の変更）

- ・ ステージゲートを導入する制度が増加していることなどを鑑み、中止事由として「本研究に対し甲が行う評価」を追加【既に事務処理説明書において相当する記載があるが契約書においても明確化するもの】

第14条（不正行為等の調査）

- ・ 文部科学省の区分に合わせて、「不正受給」を「不正使用」と同等の取扱いとするよう変更

第22条（発効日）

- ・ 契約締結日が契約効力開始日（研究開始日等）と異なる場合に対応するための規定を新設

◀ 知財条項 ▶

第5条（知的財産権の移転）

- ・ 知財権を移転する際の第三者に約させる内容（第三者の義務）を明確化

第8条（職務規程等の整備）

- ・「大学等における職務発明等の取扱いについて（平成28年3月31日 科学技術・学術審議会/産学連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）」等の国の検討状況を踏まえ、雇用関係のない学生の発明の取扱いに係る規定を新設【既に事務処理説明書において相当する記載があるが契約書においても明確化するもの】

参考②：大学等における職務発明等の取扱いについて（平成28年3月31日 科学技術・学術審議会/産学連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

＜ 特別条項 ＞

第2条（参画機関に係る共同研究契約等）

- ・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（平成27年5月経済産業省）」及び「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議）」等を踏まえ、研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように秘密保持や知的財産の取扱いなどについて参画機関との間で共同研究契約締結等、必要な措置を講ずるよう規定【既に事務処理説明書において相当する記載があるが契約書においても明確化するもの】

参考③：委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（平成27年5月経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002-1.pdf>

参考④：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afieldfile/2016/12/26/1380114_02_1.pdf

第5条（複数年度契約における委託研究費の繰越）〔企業等のみ〕

- ・企業等に区分される機関においても複数年度契約を導入するとともに、少額の繰越を可能とするための規定を新設（但し、本事業においては、機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合がある）

以上